

平成21年11月17日

各 位

東京都港区麻布台一丁目11番9号
パラカ株式会社
代表取締役 内藤 亨
(コード番号：4809 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員管理部長 間嶋 正明
(TEL 03-6230-2300)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年11月17日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年12月18日開催予定の第13期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更するものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされておりますので、当社現行定款第6条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
 - ② 決済合理化法の施行により「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社現行定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (2) 増員または補欠により選任された取締役の任期を他の取締役と調整するために変更案第19条に第2項を新設するものであります。
- (3) 経営の意思決定及び監督を行う取締役と業務執行を行う執行役員の役割及び責任を明確にし、より一層の機能強化を図るため、役付取締役制度を廃止し、当社現行定款第22条(役付取締役)を削除するものであります。
- (4) 上記の他、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条～第5条 (記載省略)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p>
<p>(株券の発行) <u>第6条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第7条～第8条 (記載省略)</p>	<p>第6条～第7条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。</u>以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせる。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせる。</p>
<p>(基準日) 第10条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。 ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使できる株主もしくは登録株式質権者とする。</p>	<p>(基準日) 第9条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。 ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使できる株主もしくは登録株式質権者とする。</p>
<p>第11条 (記載省略)</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>(招集権者及び議長) 第12条 株主総会は、法令に別に定める場合を除いて、取締役会の決議に基づいて<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(招集権者及び議長) 第11条 株主総会は、法令に別に定める場合を除いて、取締役会の決議に基づいて<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>第13条～第19条 (記載省略)</p>	<p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>

<p>(取締役の任期) <u>第20条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(取締役会の招集及び議長) <u>第21条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(役付取締役) <u>第22条</u> 取締役会の決議によって、<u>取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(代表取締役) <u>第23条</u> 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。 <u>取締役会の決議によって、前条の役付取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>第24条～第49条</u> (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) <u>第19条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② <u>増員又は補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集及び議長) <u>第20条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。<u>代表取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役) <u>第21条</u> 取締役会の決議によって、<u>代表取締役を選定する。</u> <u>代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</u></p> <p><u>第22条～第47条</u> (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条</u> 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託するものとする。</p> <p><u>第2条</u> 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</p>
---	---

3. 日程

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成21年12月18日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成21年12月18日 |

以上